

令和7年度 七尾市地域おこし協力隊募集・選考及び活動支援業務委託
質問事項及び回答内容

質問事項		質問内容	回答
1	仕様書 4.業務内容	活動支援業務において、新たに募集した隊員の着任が令和8年4月以降の場合の活動支援はどうなるか。	着任時期に関わらず、着任が決まった隊員に対しては、活動に備えた支援（住居等の事前準備など）をお願いいたします。
2	仕様書 6.再委託	再委託について、具体的にどのタイミングや段階でこの手続きが必要か。 再委託に関する手続きの流れや必要な書類、要件などについて。	再委託を行う前に本市の承諾を得ることが必要となります。 タイミングについては、本契約時に、「七尾市業務委託標準約款」第7条に基づき、業務の一部を再委託する場合は再委託承諾願（様式2）を提出ください。 また、プロポーザル時においては、提出書類「（2）業務の実施方針及びフロー」に、再委託先を含め明示してください。 七尾市業務委託標準約款（抜粋） （一括再委託等の禁止） 第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。